

## 第1章 宗像市景観まちづくりプランとは

### 1. 策定の背景・経緯

#### 「景観」「景観まちづくり」とは・・・

景観とは、人々が視覚で捉えている事象全体を指しますが、単に「目に見えるもの」を指すのではなく、そこで暮らす人々の営みやその地域の歴史・文化、音や匂いなど五感で感じるものを含め、「観る」という行為の背景にある全ての要因が一体となって作り上げられています。そのため、その場所で生活する全ての人の現在・過去の行為が良くも悪くも景観に影響を与えています。

そのような景観を自分たちのまちの貴重な資源として認識し、市民・事業者・行政等が、協働して維持・保全・継承・改善・創出のために実施していく様々な取組みが「景観まちづくり」です。身近な景観を見つめ直すことは、地域の魅力や個性を再発見することにつながり、景観まちづくりを実践することは、その地域に誇りや愛着をもって暮らし、個性や魅力を内外に伝えるための手段となります。そのため、景観まちづくりの各種取組みは、まちの魅力を高め、個性ある住み良いまちの実現にとって非常に大きな役割を担っています。

この景観まちづくりを本市で進めることは、住宅都市としての価値の向上や、歴史・自然を活かした観光振興など、本市がこれまで積み上げてきたまちづくりに更なる光をもたらす可能性があると言えます。

#### 本市にとって景観まちづくりとは・・・

本市は、玄界灘や四塚連山を背景に釣川が貫流する自然景観、広大な住宅団地や国道3号及び旧国道3号沿道の市街地をはじめとする都市景観など、様々な景観要素でまちが彩られています。また、本市の景観は、まちの成り立ちや長年の歴史・文化にも大きく関わっており、その総体が本市を形づくっています。これらの要素が一つの市域の中で調和して存在していることが、本市の景観の特徴であり、本市の個性や魅力、豊かな生活環境の源となっています。

そのため、どの要素が一つ欠けても現在の生活の質は成り立たないと言え、その一つひとつの要素を市民一人ひとりが守り育てていくことが本市の景観まちづくりの本質だと考えます。

#### 本市における景観まちづくりの位置づけとは・・・

本市では、これまで策定した主要な計画において、景観まちづくりに関する施策を主要な施策として位置づけてきました。

平成19年度に策定した「宗像市都市計画マスタープラン」では、『自然・歴史・住環境を守り育てる景観形成』、『都市的な魅力を新たに創出する景観形成』、『街なみに秩序をもたせ、個性を高める景観形成』の3つを都市景観形成の基本方針として掲げています。

また、平成21年度に策定した「第1次宗像市総合計画 後期基本計画」においては、良好な住宅都市の形成の取組み方針として「良好な景観の維持・保全」「都市景観のルールづくり」を明示しています。

### 本市での景観まちづくりの経緯・・・

本市には、景観まちづくりの取組みが各地域で既に見られており、以前から高い意識を持って市民が景観を守り育ててきた歴史があります。

旧唐津街道沿いの原町では、「宗像市まちなみ景観形成規則」に基づいてまちづくり協定が結ばれ、唐津街道南郷協議会を中心に旧街道の歴史的な街なみを守る街なみの修景が実施されています。

自由ヶ丘や公園通りなどの住宅団地では、地区計画、建築協定に基づいた建物の建設が行われており、市民自らが作った共有のルールのもとで、景観に配慮した良好な居住空間が作り上げられています。

近年では、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録を推進するための市民組織として「宗像・沖ノ島世界遺産市民の会」が立ち上がっており、世界遺産の構成資産周辺の景観保全について、市民、事業者、行政が協働で活動を推進しています。

### 一方で、既存のルールでの景観誘導の限界・・・

都市計画法に基づき用途地域が位置づけられている区域においては、建物の用途、建ぺい率、容積率などのルールが景観の保全にも寄与しています。しかし、地区計画等が定められている一部の地域を除き、建物の色彩、形態・意匠の規制はなく、景観を守るためのルールという観点においては、十分とは言えない面があります。

### そのような中で、市民の景観まちづくりに対する意識は・・・

本市では平成 21 年度より、市民が市全体の景観について考え行動する機運を高めることを目的に、景観に関する啓発事業に取り組んできました。

この中で、平成 21 年度には「市内おすすめ景観」の募集、平成 22、23 年度には市民を対象とした「景観に関するアンケート調査」や景観をテーマとした「写真コンテスト」、「景観シンポジウム」、「景観ワークショップ」などを実施し、市民が身の周りの景観に意識や関心を持つ機会づくりを行いました。併せて、市民の景観への思いや、市民目線での景観資源や特性の洗い出しを行いました。

これら一連の啓発事業を通して、普段何気なく見過ごしている景観要素に気づき、魅力あるものとして顕在化させることで、そのような景観を大切にしていきたいという市民のニーズが明らかになってきました。

## 2. 国、県、周辺自治体の動向

### 国では・・・

全国的に景観まちづくりの機運が高まってきた背景として、平成 15 年 7 月に策定された「美しい国づくり政策大綱」と、これに続いて制定された「景観法（平成 16 年 6 月公布、同年 12 月一部施行、平成 17 年 6 月全面施行）」の存在があります。景観法は、「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現」を図ることを目的に制定され、それにより、法律に基づいて良好な景観形成に向けた取組みを各自治体で実施することが可能となりました。

### 福岡県では・・・

福岡県では、景観法の制定前の平成 12 年 10 月に制定した「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、景観まちづくりの取組みが進められています。その中で「福岡県美しいまちづくり協議会」が中心となり、まちづくり団体・事業者・教育研究機関・行政などの立場の異なる主体がまちづくりの担い手として連携しながら、一人ひとりが身の回りの景観に気づき、守り育てる行動を促しています。

さらに、景観法制定後には、景観法に基づく広域的な景観形成のルールづくりのため、矢部川流域、筑後川流域、京築広域という県内の 3 つの広域エリアを対象に景観計画を策定しています。

### 周辺都市では・・・

県内の各自治体においては、景観法に基づく景観計画の策定の動きが見られます。近隣の古賀市や福津市でも、今後の景観まちづくりの方向性を明示した計画づくりを行っているなど、良好な景観形成の実現に向けた動きが活発になっています。

#### 周辺都市における景観計画等の策定の動き

景観計画を策定済みの自治体	福岡県（矢部川流域、筑後川流域、京築広域） 北九州市 福岡市 久留米市 豊前市 八女市 太宰府市 うきは市 柳川市 大牟田市 中間市 福津市
景観に関連する計画を策定している自治体	太宰府市（景観まちづくり計画） 福津市（景観マスタープラン） 古賀市（美しいまちづくりプラン） など

### 3. プランの目的

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものです。また、景観は日常生活の中に息づくものであり、市民一人ひとりの暮らしに密接に関係する市民全体の共有財産として、これからも守り育てていく必要があります。そのような景観を今後も守り育てていくためには、市民全体で共有できる景観まちづくりに関する方針を明示し、それを担保するルールづくりを行うことが重要です。

そこで、本市の景観まちづくりにおいて今後目指すべき姿やそれに向けての目標及び方針を総合的に定めるため、景観行政団体への移行及び景観計画の策定に先んじて、景観まちづくりのあり方の骨格を示す「宗像市景観まちづくりプラン」を策定します。

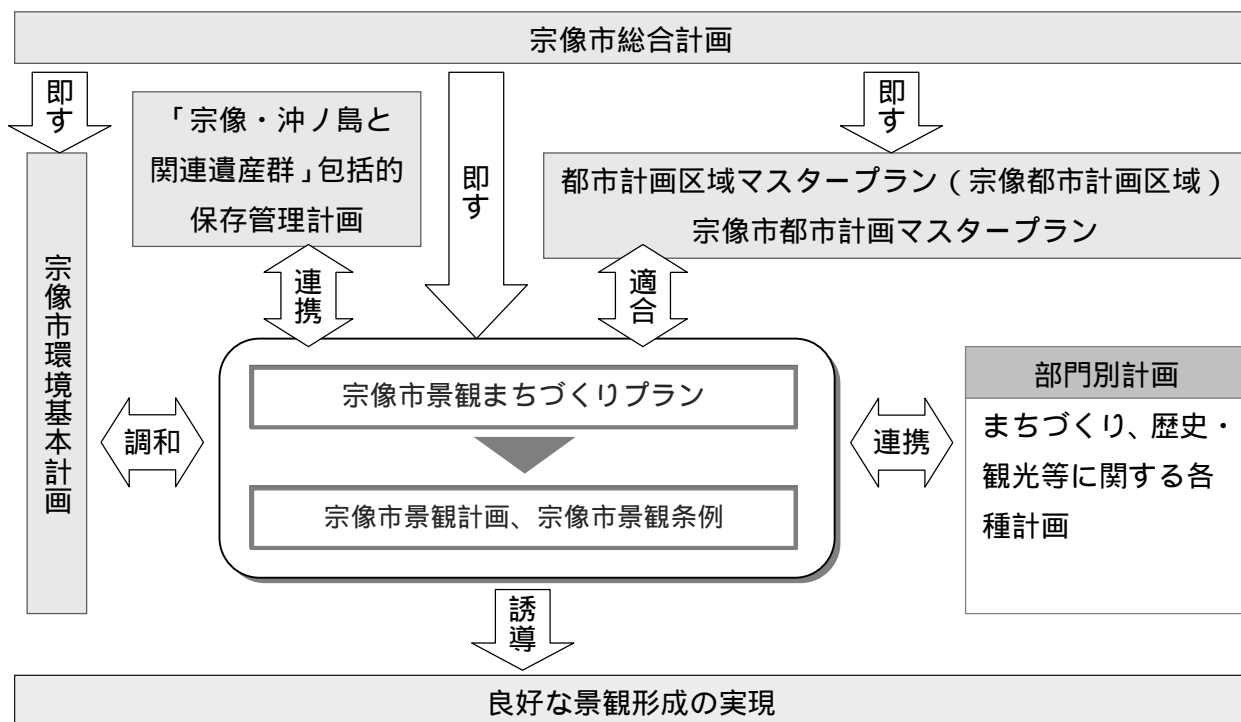
また、本プランが、市民の景観まちづくりの活動を応援するためのツールとして機能するように、市民全員の共通指針となることを目指します。

### 4. プランの位置づけ

本プランは、市の最上位計画である「宗像市総合計画」に即して計画を作成するとともに、「都市計画区域マスタープラン」や「宗像市都市計画マスタープラン」との適合、「宗像市環境基本計画」との調和を図ります。また、各コミュニティのまちづくりに関する計画や歴史・観光に関する計画等の個別計画とも連携を図ります。

また、本プランに即して景観法第8条第1項の規定に基づく景観計画を策定するとともに、同法及び景観計画の施行に関し必要な事項を定める景観条例を策定します。

上位関連計画との関係性



## 5. プランの期間

プランの期間は、次期の「宗像市総合計画」と「宗像市都市計画マスタープラン」との整合を図り、平成 37 年 3 月までとし、10 年ごとに見直しを行います。

プランの期間（他計画との比較）

<年度>	H26	H27	H36
景観まちづくりプラン	策定	計画期間	
景観計画	策定	計画期間	
総合計画	策定	計画期間	
都市計画マスタープラン	策定	計画期間	

### 景観まちづくりトピックス ～旧唐津街道 原町の街なみ修景事業

#### 活動のきっかけ、活動状況

むなかたタウンプレス 2011 年 9 月 15 日号「シリーズ景観第 4 回」より抜粋

国道の抜け道となって渋滞が絶えない旧街道を、どうかしたいという危機感から、取り組みを開始。唐津街道南郷協議会を中心に景観について勉強会を重ね、8 年かけてまちなみの修景事業に至り、現在は 34 人のメンバーで取り組む。

#### まちなみの修景の効果

昔ながらの唐津街道の街なみとして注目されるようになり、通りを散策する人に加え、市外の団体などからの視察の問い合わせ、市内外から原町にお店を出したいという声が増加。景観に配慮した店舗ができたことで、まちの新たな魅力となっている。

#### 景観を守り、受け継いでいくために大切なこと、課題

九州大道芸まつりなど様々なまちづくり活動を通じて、地域のまちづくりの気運を高めてきたことがまちなみの修景にもつながっている。

景観を守り続けるためには、自分たちの独りよがりではなく、一步下がって話し合うことから始め、地域の住民も行政も外部の専門家も一体となって取り組むことが必要。

原町の景観やこれまで続けてきた活動を次の世代にいかにつないでいくかが課題であり、長く熱くまちづくりを続けることが大切。



唐津街道での祇園祭